平成２８年（フ）第７４号
長野県飯田市長野原508番地２
破産者　垰和　和子
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２９年（フ）第５号
長野県下伊那郡阿南町新野2403番地１
破産者　伊東　徳和
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第４３３４号
大阪市阿倍野区北畠１丁目25番19号　メゾンドール北畠102号、前住所大阪市阿倍野区橋本町４番17―210号
破産者　吉元　哲哉
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１９２号
大阪府高槻市富田町１丁目７－７―203号、開始決定時大阪府高槻市西町25番10号
破産者　渡邊　正雄
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１５８号
大阪市東住吉区西今川２丁目16番２号
破産者　井筒　律子
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２２７号
大阪市生野区生野西２丁目７番８号
破産者　ＰＩＡＧこと　金原　敏夫
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８０１号
大阪府東大阪市横小路町３丁目３番26号　レオパレスサンガ107号
破産者　田中　光男
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６４４号
大阪府門真市上野口町28番38号　アーバン峰102号、前住所大阪府四條畷市楠公１丁目15番６号
破産者　大宮百貨店ことメンズショップオオミヤこと　三好　　擴
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２７５号
大阪府池田市渋谷１丁目５番18―403号、前住所大阪府豊能郡豊能町新光風台５丁目19番地の15
破産者　小山　繁則
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３３２号
大阪市西成区橘１丁目２番21号ポワァグロンド　501
破産者　川田　広章
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３４８号
大阪市淀川区東三国４丁目21番23号シャトー雅苑　207号
破産者　中原　幸雄
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６７６号
大阪市住之江区浜口東２丁目13番16号　パークライフ住吉　５ＦＡ－２
破産者　針金　隆裕
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７２５号
堺市西区神野町３丁２番10号
破産者　金澤　富雄
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６９８号
大阪府富田林市錦織南１丁目24番２―102号、開始決定時の住所大阪府富田林市錦織東１丁目14番14号
破産者　寺本　光雄
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７０３号
広島県廿日市市本町11―39、住民票上の住所広島県廿日市市廿日市１丁目５番３号
破産者　岡　　貴子
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６３号
広島県山県郡北広島町雲耕59番地
破産者　伊屋ヶ迫定則
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部